

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	鳥取市 保育所関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は保育所関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保育所関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和5年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所関係事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法等の規定に基づき保育が必要な児童を預かり、保育所・幼稚園・認定こども園等の運営及び保育料の算定・徴収を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、以下の事務において収集を行っている。</p> <p>①保育所等の入所申込書の受理に係る事務 ②保育所等の決定に係る事務 ③保育所等の入所に関する承諾または不承諾の通知に係る事務 ④保育実施解除の通知に係る事務 ⑤保育料の決定に係る事務 ⑥保育料の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査</p> <p>※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	子ども・子育て新システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、保育所入所者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 8項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>ア 情報照会 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番号13、16</p> <p>イ 情報提供 実施しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども家庭局幼児保育課
②所属長の役職名	幼児保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部こども家庭局幼児保育課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎1階 TEL0857-30-8238

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①保育所等の入所申込書の受理に係る事務 ②保育所等の決定に係る事務 ③保育所等の入所に関する承諾または不承諾の通知に係る事務 ④保育実施解除の通知に係る事務 ⑤保育料の決定に係る事務 ⑥保育料の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査	①保育所等の入所申込書の受理に係る事務 ②保育所等の決定に係る事務 ③保育所等の入所に関する承諾または不承諾の通知に係る事務 ④保育実施解除の通知に係る事務 ⑤保育料の決定に係る事務 ⑥保育料の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査 ※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	ぴったりサービス開始に伴う追記
令和5年6月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て新システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ	子ども・子育て新システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	ぴったりサービス開始に伴う追記
令和5年6月2日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康子ども部子ども家庭課	健康子ども部子ども家庭局幼児保育課	事後	組織改編による変更
令和5年6月2日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	幼児保育課長	事後	組織改編による変更
令和5年6月2日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康子ども部子ども家庭課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎1階 Tel0857-30-8238	健康子ども部子ども家庭局幼児保育課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎1階 Tel0857-30-8238	事後	組織改編による変更
令和5年6月2日	Ⅱしきい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	ぴったりサービス開始に伴う修正
令和5年6月2日	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	ぴったりサービス開始に伴う修正